

国民年金保険料の追納制度をご存知ですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。

また、50歳未満の方を対象として保険料の納付が猶予される「納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」があります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内(例えば、平成29年4月分は平成39年4月末まで)であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた追納加算額が上乗せされます。

平成30年度中に追納する場合の額

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成20年度の月分	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円
平成21年度の月分	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円
平成22年度の月分	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円
平成23年度の月分	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円
平成24年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成25年度の月分	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円
平成26年度の月分	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円
平成27年度の月分	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円
平成28年度の月分	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円
平成29年度の月分	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円

※平成20年度から27度の月分には、追納加算額が含まれています。

※一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。

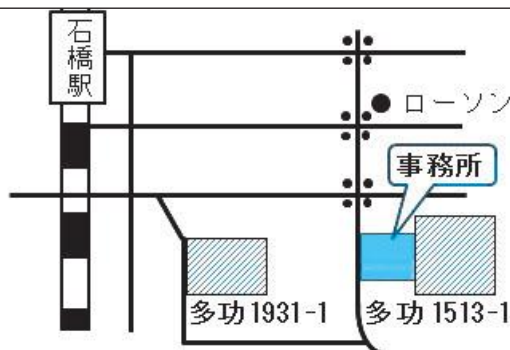
▶問い合わせ先=宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281
 保険課 国保年金係 ☎(56)9134

 入居募集 戸建3DK
有限会社 石崎

営業時間 午前9時～午後7時/年中無休

TEL : 0285-39-7755

〒329-0524 栃木県河内郡上三川町大字多功 1874



高齢者在宅福祉サービスのご案内

町では、在宅の高齢者及びご家庭で高齢者の介護をされているご家族の方を対象に様々なサービスを用意しています。

- ① シルバーカー購入費補助
 - ▼ 対象者 65歳以上の高齢者又は60歳以上の身体障がい者で、日常歩くのに杖などを必要としている方。
 - ▼ 内容 シルバーカー(手押し車)購入費の3分の1を助成します(限度額5,000円)。
- ② 安否確認・緊急通報システムの貸与
 - ▼ 対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者で、緊急時の行動に不安のある方又はひとり暮らしの1級又は2級の身体障がい者等。
 - ▼ 内容 病気などの緊急時に通報センターに通報する装置、安否確認センサーを貸与します。
- ③ 高齢者日常生活用具給付
 - ▼ 対象者 65歳以上のひとり暮らし高齢者で、心身機能の低下に伴い防火等の配慮を必要とする住民税非課税世帯である方。
 - ▼ 内容 電磁調理器、自動消火器を給付します。
- ④ 家具転倒防止器具等取付費補助
 - ▼ 対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳以上の高齢者及び障害者手帳を所持する者のみで構成される世帯
 - ▼ 内容 住宅の家具の転倒防止器具等の取付けが困難な世帯に対し取付費及び購入費の2分の1(限度額10,000円)を支給します。
- ⑤ ねたきり高齢者等介護手当交付
 - ▼ 対象者 要介護度3以上に認定された方を在宅で介護している同居の家族の方。
 - ▼ 内容 月額5,000円の介護手当を交付します。
- ⑥ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
 - ▼ 対象者 要介護度4以上又は寝具類の衛生管理が困難なおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯
 - ▼ 内容 寝具を預り洗濯乾燥消毒を行い、届けます。(年2回まで)
- ⑦ 介護用品給付
 - ▼ 対象者 本町に在住する要介護度4以上の高齢者で、その世帯全員が住民税非課税である方。
 - ▼ 内容 紙おむつなどの排泄処理に関する介護用品と交換のできる15,000円分の給付券を年5回交付します。
※ 昨年度受給していた方も改めて申請が必要です。
- ⑧ 家族介護慰労金給付
 - ▼ 対象者 要介護度4以上の方を、過去1年間介護保険サービスを受けずに在宅で介護している方で、その世帯全員が住民税非課税となっている方。
 - ▼ 内容 年額100,000円の慰労金を給付します。
- ⑨ 特殊詐欺撃退機器貸出
 - ▼ 対象者 本町に在住し、住民基本台帳に登録されている方で、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、65歳以上の高齢者夫婦世帯又は日中65歳以上の高齢者のみの世帯
 - ▼ 内容 固定電話に設置し、警告アナウンスを流し、会話を自動録音する「特殊詐欺撃退機器」を無料で貸し出します。

お問い合わせ先 ①～⑧について 保険課 高齢者支援係

⑨について 総務課 交通防災係

☎ 9-1-15

～ デマンド交通(かみたん号)のご案内 ～



Q. 利用するために何が必要??

- A. かみたん号を利用するには、事前に登録が必要だよ。
役場に登録申請書を提出するか、FAX・電話でも登録できるよ。
登録は無料だから、乗りたい時に利用できるようにみんな登録してね。

● 問い合わせ先 【予約】 予約受付センター：0120-272-315
(通話料無料・平日 午前8時～午後5時)
【登録】 上三川町役場企画課政策調整係：0285-56-9118

